

千葉県生涯学習審議会条例の一部を改正する等の条例の制定について（概要）

令和4年1月19日
教育振興部生涯学習課

1 改正概要

千葉県生涯学習審議会条例の一部改正及び千葉県社会教育委員条例を廃止し、「千葉県生涯学習審議会」に「千葉県社会教育委員の会議」を統合しようとするもの。

【千葉県生涯学習審議会】

定数：10名（附属機関の設置及び運営等に関する指針）
所掌：生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を教育委員会又は知事に建議することができる。
（生涯学習振興法第10条第2項・第3項）

【千葉県社会教育委員】

定数：10名（附属機関の設置及び運営等に関する指針）
所掌：社会教育に関する諸計画の立案及び社会教育関係団体への補助金の交付その他社会教育に関する諮問に応じて意見を述べる等、教育委員会に助言する。
（社会教育法第13条、第17条第1項・第2項）

※両審議会は、同一委員・同日開催

<新>千葉県生涯学習審議会

定数：10名
所掌：生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する教育委員会又は知事に建議することができる。
（生涯学習振興法第10条第2項・第3項）
社会教育関係団体に対する補助金補助金の交付に関する事項を調査審議する。
（社会教育法第13条）

所掌事務の一部を追加

（追加内容）

社会教育関係団体への補助金の
交付に関する事項を調査審議する。

2 改正理由

生涯学習に資する施策の一部に社会教育が含まれるため、平成26年度以降、社会教育関係団体への補助金の交付に関する事項の調査審議以外は、全て生涯学習審議会でも審議してきた。社会教育委員の会議で唯一審査してきた補助金の交付については、生涯学習審議会でも代替可能であることから、生涯学習審議会と社会教育委員の会議の役割の整理、統合に関する条例改正が必要となったもの。

3 改正内容

（1）千葉県生涯学習審議会条例の改正

審議会に、社会教育法の規定に基づき、社会教育委員の会議で審議していた社会教育関係団体への補助金の交付に関する事項を追加する。

（2）千葉県社会教育委員条例の廃止

千葉県生涯学習審議会条例に所掌事務を追加することから、条例を廃止する。
※施行は令和3年度末。